

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要〔益田圏域〕

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日									
29	06益田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	医療・介護推進法についてほか	<p>(1) 医療・介護総合推進法が2014年6月18日に成立。今般送付いただいた『島根の健康福祉2014』の内容と大きい変革点はありませんか。 (益田の医療を守る市民の会への助成～本年度なし)</p> <p>(2) 「時々入院、ほぼ在宅」「施設から地域へ、医療から介護へ」「在宅医療の充実」…医療と介護の連携強化は、基本的には理解できます。 ①団塊の75歳、迫る「2050年問題」は、大都市圏と地方の差が大きいと考える。本県の立場としての対応方向は？ ②医療と介護の一体化が大切と言われるが、 ・ケアマネジャーと介護・医療スタッフとの連携が不十分 ・在宅医療…家族への負担、急変期の対応が不安 ・益田圏域  <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>訪問診療</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>往診</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>うち24時間対応</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </table> </p> <p>(3) ドクターヘリの実績について、昨年5月～9月のものは昨年度報告いただいた。昨年5月～今年4月位までの初年度の実績をお願いしたい。また、できれば第一当事者の役割を担われる消防署の方のお話も伺いたい。</p> <p>(4) 益田市医師会(含 医師会病院)は、公益法人となられました。他方、「社会福祉法人のこれから」等の紙面があり、驚くことも多々あります。医療・介護の担い手たる「法人」について、基本的知識を教えてください。</p>	訪問診療	13	11	往診	11	10	うち24時間対応	6	6	<p>(1) 医療・介護総合推進法に基づき、消費税増税分を原資として国が2/3、県が1/3を出して都道府県に基金を設け、在宅医療の推進や、医療・介護従事者の確保等を目的とする事業を実施することとなった。そのため、今後の補正予算により島根の健康福祉2014の内容は変わる。今後追加される事業の内容については、地域医療支援会議において案としてまとめられる。</p> <p>(2) ①国においては、今後増大する医療・介護ニーズに対応するため、「医療従事者の確保」に加えて、「病床の機能分化・連携」「在宅医療・在宅介護の推進」等、効率的な医療・介護サービスの提供に向けた抜本的改革を加速させることとしている。島根県においては、大都市部ほど後期高齢者人口の急激な増加が予測されないとはいえ、診療報酬改定等も含めた国の制度改革の流れの中で地域医療を維持・充実していくためには、在宅医療と介護の連携を推進することによる「効率的な医療・介護サービスの提供体制の整備」及び「地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築」が喫緊の課題。 ②県では、平成25年度～27年度にかけて「地域医療再生計画(積増分)に基づく在宅医療の推進に関する事業」を実施。医療と介護の連携を図る取組としては、主治医、ケアマネジャー等の多職種が参加する「サービス担当者会議」の充実強化を目的とした「ケア方針確立体制構築推進支援事業」を実施。また、入院時における医療機関とケアマネジャー等在宅支援チーム間の情報共有の実態を把握し、課題を整理するとともに、課題解決に向けた方策を検討するための「入退院時における医療機関と在宅支援チーム間の情報共有に関する実態把握事業」も実施している。 また、県内の7圏域において、市・医師会・病院等を拠点とし、在宅医療における多職種連携の取組みを推進するためのモデル事業を実施。この事業は、各実施主体が認知症、リハビリ等のテーマを設定し、課題解決を図る中で、地域の在宅医療を支える多職種が“顔の見える関係”を作ることを目指している。益田圏域においては、益田市医師会が事業を受託し、在宅医療・地域包括ケアにおける県西部地域の拠点を旨とした積極的な取組みが進められている。こうしたモデル的取組を基に、家族など介護者の負担軽減を図る方策も検討しながら、地域の実情にあった在宅医療・地域包括ケアシステムの構築を目指す。 (3) 益田地区のドクターヘリ平成25年度実績は、昨年度から開始された広島県及び山口県の広域運航の件数を合わせて44件(対前年比10%の増)。全県では、平成25年度は785件(島根ヘリ:708、広域運航:77)、平成24年度は、695件であり、対前年比12.9%の増。本年度4月～6月末までの実績は益田消防管内で13件(広域運航を含む)。 ドクターヘリの運用は、島根県ドクターヘリ運航要領に基づき適切に運用されていると考えている。消防からの要請についてはドクターヘリ要請基準を設け、現場救急の出動の場合は、原則は119番内容によるkey word方式(同時要請)としています。これは、消防に119番通報が入ったとき、患者の容態について、意識がない、呼吸が止まっているなどあらかじめ定められている重症が予想される言葉が含まれていれば、自動的にドクターヘリを飛ばすというもので、全国のドクターヘリの運用で広く使われている手法。転院搬送の場合は、医師がヘリコプターを要請するか判断することとしている。 なお、重複要請が増加(H25:132件(益田:3件) H24:87件 対前年比51.7%の増加)していることから、ドクターヘリのより効率的で効果的な運用に向けて、運航実績の検証を行うこととし、ヘリコプターを用いた救急医療専門家、全国ドクターヘリ運航専門家、県民代表などから意見聴取する。また、これまでの運航実績を分析・検証し、必要に応じて要請基準や要請手順の見直しを行う。 (4) 医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団で、医療法の規定に基づき、都道府県知事(厚生労働大臣)の認可を受けて設立される法人。医療法人になると非営利性が求められるが、医療の永続性が確保されるとともに、資金の集積が容易となる。知事(厚生労働大臣)は、医療法人の経営を適正に保つために、医療法人の業務や会計について、必要に応じて報告を求めたり、事務所に立入検査を行い、場合によっては命令・勧告を行ったり、設立認可を取り消すことがある。医療法人は、毎年度、事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監査報告書)を知事(厚生労働大臣)に届け出ることが義務付けられており、これを誰でも閲覧できる。 介護保険の居宅サービスを提供しようとする場合、介護保険法により、県知事の指定を受ける必要がある。指定を受けるには、県条例により法人であることが要件。法人には、社会福祉法人、医療法人や有限会社、株式会社といった民間企業、NPO法人などがあります。 施設サービスでは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類があり、このうち、特別養護老人ホームを設置できる法人は、老人福祉法により、地方公共団体と社会福祉法人等に限られています。 また、地方公共団体・医療法人・社会福祉法人等は、県知事に申請して、介護老人保健施設の開設許可を受けることができる。(介護療養型医療施設については、平成24年度以降、新規の指定は行われません。)社会福祉法人が特養を設置するためには、老人福祉法に基づく県知事の認可と介護老人福祉施設の指定を受ける必要がある。 介護保険法の指定及び老人福祉法の認可を受けるに当たっては、県条例で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たす必要がある。県では、上記基準を満たし、特別養護老人ホームの運営、介護福祉施設サービスの提供が確実、適正に実施できると認められる場合に、指定・認可することとしている。</p>	<p>(1) 平成26年度の「地域医療総合確保基金」事業については、平成26年10月に作成しました。詳細は県のホームページで公開中</p> <p>(2) ①医療と介護の連携推進をテーマに実施した「平成26年度若手職員政策提案」の内容も踏まえ、中山間地域等の条件不利地域において訪問を行う病院・診療所・訪問看護ステーションに対する補助制度を創設する。 平成27年度からは、「在宅医療・介護連携推進事業」が介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、市町村を中心に地域の特性に応じて推進されることとなるが、円滑な事業実施のため県・保健所としても引き続き支援を行っていく。</p> <p>②平成26年度、「入退院時における医療機関と在宅支援チーム間の情報共有に関する実態把握事業」を実施し、調査結果報告書を作成した。詳細は県のホームページで公開する予定。 平成26年12月、県内7圏域(9か所)で実施している「在宅医療連携推進事業(在宅医療における多職種連携の取組みを推進するためのモデル事業)」の中間報告会を開催しました。最終年度である平成27年度には、最終報告会を開催する予定。 益田市医師会においては、在宅医療・地域包括ケアにおける県西部地域の拠点的な役割も担う「在宅医療・介護連携センター」の設置を進めている。</p> <p>(3) ドクターヘリの運航実績について、平成26年4月から平成27年2月末までの実績は、754件(広域連携運航分も含む)。これは、昨年度同時期に比べて増加している。 さらに、島根県ドクターヘリは、平成25年度に132件の重複要請であったものが、平成26年4月から平成27年2月末で134件とすでに昨年度の実績を上回っている。 このようにし、重複要請が年々増加していることから、これまでの運航実績を分析・検証し効率的な運用に向けて見直しを行っている。 「現場救急」や「転院搬送」の基準を、地域事情に配慮しながら、要件を新たに設けることとしたところ。</p>	医療政策課 高齢者福祉課	益田の医療を守る市民の会	7月23日
訪問診療	13	11																	
往診	11	10																	
うち24時間対応	6	6																	
30	06益田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	介護保険施設の指定・開設許可基準等	<p>(1) 介護保険制度について、00年に行政による「措置」から、利用者が自由に施設を選べる「契約」へと変わる(企業なども参入)介護施設の開設許可等→知事の指定許可→県の独自性を発揮された。</p> <p>(2) 療養病床再編推進事業…病床転換助成 医師会病院ふたば棟44床が平成29年度末までといわれていますが、見直しは？</p> <p>(3) 西部福祉センター(いわみーる)に、介護用品の陳列が一階にありましたが、5年位前に撤去されたのはなぜでしょうか。</p>	<p>(1) 介護保険施設の指定・開設許可基準は、平成24年4月から都道府県の条例で定めることとなった。具体的には、国の基準が項目毎に「従うべきもの」「標準とするもの」「参酌するもの」に分けられ、これらに応じて、各都道府県が条例で基準を定めることとされている。平成24年12月に制定した島根県条例は、基本的には国の基準に準じていますが、「特別養護老人ホームの居宅定員」と「療養病床における食堂の施設基準」については、県独自の基準を設けています。 また、非常災害対策に関する具体的計画について、土砂災害危険区域や浸水想定区域等の立地条件を踏まえた計画となるよう、県独自で規定の明確も行っていきます。</p> <p>(2) 医師会病院のふたば棟(44床)は、介護療養型医療施設。介護療養型医療施設は、平成24年3月31日までに介護老人保健施設等に転換するなどの対応を行うことになっていたが、転換支援策として実施されていた施設基準の経過措置や、転換に要する費用の助成などについても、平成29年度末まで延長されています。 なお、医師会病院のふたば棟について、現時点では具体的な計画は聞いていない。</p> <p>(3) 平成4年度から、介護機器、設備等の普及啓発を目的として、福祉用具の展示、相談等を行ってきたが、福祉用具等の取扱事業者の増加により介護機器、設備等の取り扱いが増えてきたことから、行政としての一定の目的は達成したと判断し、平成21年度末をもって廃止した。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康福祉総務課 高齢者福祉課	益田の医療を守る市民の会	7月23日									

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要 [益田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
31	06益田	02_地域医療対策	03_がん対策	医療者向け緩和ケア研修会終了後の受講者へのフォローほか	<p>(1) 受講するだけ、行政も受講者数をチェックするのみ。これでは緩和ケアは進展せず、グループケアを入れることも緩和ケアの努め。</p> <p>(2) がん教育がスタートした。しかし、行政・医療側からの仕掛けのみ。当事者をなせ入れてスタートできないのか。</p> <p>(3) 遺族会・家族会が将来地域の介護力になればと思う。在宅医療がスタートしたが、地域により一向に進んでいない地域が多い。看取りをできる地域づくりが必要。</p>	<p>(1) 医師を対象とした緩和ケア研修会は、緩和ケアの基本的知識・技術の習得を目的に平成20年度から実施しており、平成25年度までに610名の医師が修了した状況。今後、がん診療に携わるすべての医師が受講されることをめざして、引き続き実施していくとともに、研修内容の充実や既修了者に対する質の確保のためのフォローアップについても、緩和ケア研修委員会で検討しながら進めていくこととしている。緩和ケアの基本的知識・技術を習得した医療従事者を増やしていくとともに、そうした関係者の連携による在宅緩和ケア提供体制の整備についても検討を進める。</p> <p>(2) がん教育（大人も含む）については、以前から、学校や事業所において保健所への依頼による出前講座等独自の形で、がん患者さんによる体験談講話が実施されている状況。県としては、子どもに対してがんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を推進する必要がある、学校全体で共通理解を図るため、今年度、出前授業を実施予定。県としても、地域の人材活用や関係機関と連携・協力した実施方法が効果的であると考える。</p> <p>(3) がん患者の看取りをされた遺族の方や、今、患者の介護をしておられるご家族の知識や経験は、自宅で、最期を迎えたいと考える患者にとって、また、介護をされる方にとって支援となりうる貴重な力だと考える。在宅における看取りについては、ご指摘のとおり関係機関の連携が十分でないなどの課題があり、今後、診療所医師の緩和ケア研修を進めるとともに、看護師や調剤薬局など関係機関の間で顔の見える関係づくりを図るなど、自宅で最期を迎えられる仕組みづくりを進めたい。</p>	<p>[緩和ケア研修会] がん拠点病院が開催する緩和ケア研修会に加え、今年度初めて県医師会主催の緩和ケア研修会も開催した。</p> <p>[がん教育] 26年度、3校でがん体験者と医療関係者による出前授業を実施した。</p>	健康推進課 医療政策課	島根益田がんケアサロン	7月23日
32	06益田	03_地域保健対策	02_難病施策	新しい難病制度についてほか	<p>(1) 新しく始まる難病医療費助成制度について、この度はかなりの変更になると思われ、不安に思っている患者さんもある。新しく指定される病気の患者さんも含め、該当者にはわかりやすく納得ができるように説明をお願いします。</p> <p>(2) 昨年と同じ意見を出しており、「公聴会の概要」の公聴会後の対応状況を読んでも努力していただいております。ありがとうございます。しかし、何人かに意見を聞くこと必ず出てくるので、引き続き対応をお願いします。</p> <p>①ネットワークについてはやはり西部の医療機関の加入が少ないように思われ、せっかくカードを作っても意味がない、という意見ももらった。医師の少ない県西部にこそネットワークを活用し、県全体で一つの総合病院のような活用ができることを望みます。できれば病院内においても、診療科をまたいだチーム医療のようなものをしていただくと、例えば内科だけでなく皮膚科や外科など病気に関連して他科を受診するときに有益だと思われます。</p> <p>②就労についても、病気が寛解あるいは完治した後は必ずついてくる問題ですので、よろしくお願いします。</p> <p>(3) これも数年前に出した意見ですが、腸疾患の患者にとって外出時のトイレの確保は重要な問題です。安心して外出できるように、人の集まる施設からでも、是非にウォッシュレットのトイレとストーマの患者さんに対応したトイレの整備をお願いします。</p>	<p>(1) これまでの難病対策は、法に基づかない事業として実施されてきたが、この度、難病に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度などを盛り込んだ「難病の患者に対する医療等に関する法律」（「難病新法」と略）が制定された。新制度では、重症度や所得区分に応じて一定の自己負担を定めることとした上で、助成の対象を56疾病から300疾病へ拡大することとされている。更に、患者・家族に対する相談支援などの療養生活環境整備事業についても法に基づく事業として位置付けられ、これらの措置により、難病患者の方々の療養生活の質的な向上が図られるものと考えている。対象疾病や重症度分類などの具体的な内容については、今後、厚生労働省で開催される第三者的委員会において議論されることとなっており、情報が入り次第、患者家族会等に対して情報提供する。</p> <p>(2) ①まめネットの加入については、平成25年度末までに主な病院ではカルテ情報等の情報提供を開始。一部準備中の病院も本年度内には情報提供が始まると考えている。今後は、診療所の加入を医師会等とも連携して促進していく。さらに、今年度中に「調剤情報管理システム」や「在宅医療支援システム」が運用開始する予定で、医療機関だけでなく薬局や介護事業者の方々も「まめネット」を利用していただく予定。</p> <p>②障がい者の就業と生活支援は、具体的には、国の制度に基づき各福祉圏域ごとに就業・生活支援センターが設置され、求職活動支援、職場定着支援、余暇活動といった支援を行っている。また、センターを中心に、ハローワーク、保健所、市町村、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、就職から職場定着までの支援を行っている。従って、今後は、これら総合支援法における就労支援サービスの提供を受けることができるようになることで、就職件数の向上、離職予防などが改善されることが期待され、難病相談支援センター事業により「しまね難病相談支援センター」へ委託し就労支援している。平成25年度実績では、県内で33名から就労相談を受け、8名が就労に至った。（益田圏域においては、2名から相談を受け1名が就労となった）。</p> <p>また、難病新法では、厚生労働大臣は難病患者に対する就労の支援について基本方針を定めることとされている。これにより法制度のなかで就労支援がより拡充すると考えている。</p> <p>(3) 島根県では、高齢者、障がい者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除き、ひとにやさしいまちづくりを進めていくことを目的として、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定している。この条例に基づき、公共的施設の整備基準を規則で定めており、施設の整備主体はこの基準に適合させるよう努めることとされている。</p> <p>トイレについては、全ての公共的施設を対象に「腰掛便座（洋式トイレ）及び手すり等を適切に配置すること」が整備基準とされている。なお、オストメイト対応トイレの整備については、用途面積が2,000㎡（益田合庁本館（4,673㎡）の半分程度大きさ）以上の公共的施設が対象とされている。このような整備基準の取扱いなどを解説した「施設整備マニュアル」を昨年度に改訂し、ホームページで公開するとともに、この6月には印刷物として各市町村や建築士事務所協会などに配布し、ひとにやさしいまちづくりの普及・啓発を図っている。</p>	<p>(1) 難病新法の概要、医療費助成制度における医療費助成については、26年10月に患者家族会交流会において概要を説明した。</p> <p>また、対象疾病が定まった以降では、12月に開催した難病医療連絡協議会及び2月の難病患者交流会において医療費助成について説明を行った。</p> <p>今後、新たな情報が出次第、県のホームページ等を利用して情報提供を行うこととしている。</p> <p>(2) ①まめネットの加入について 平成27年2月末現在で 病院：50機関、医科診療所：256機関、調剤薬局：35機関、歯科診療所：1機関、訪問看護ステーション：17機関、介護施設：19機関、その他：14機関、合計382機関の加入をいただいている。（平成26年3月末時点では306機関が加入） 調剤情報管理システムは平成26年12月より本格稼働開始済み。在宅医療支援システムは平成27年4月運用開始予定</p> <p>②公聴会時の回答に同じ</p> <p>(3) 公聴会時の回答に同じ</p>	医療政策課 健康推進課 障がい福祉課	藍の葉会	7月23日

平成26年度圏域別地域公聴会の概要 [益田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
33	06益田	03_地域保健対策	02_難病施策	難病者の就労支援についてほか	<p>(1) 2013年4月、障害者総合支援法の施行に際し、難病者を規定することで、取り巻く状況が大きく変わろうとしている。「慢性疾患に伴う機能障害を含む」と規定したことで、従来症状の変動する場合は障害とは認定せず、生活支援から除外されることが多かった。今後、難病患者の支援が期待できる。今回は就労支援について質問したい。</p> <p>障害者の就労支援については、いわゆる三障害の方は障害が比較的固定している方が多く、就労支援も難病患者に比べると支援がしやすいのに対して、難病患者の場合は、症状が進行していくため支援に困難さがあることも承知している。しかし、厚労省は雇用開発助成金を開設し、企業に対する貸金助成をするなど、啓発活動もしている。</p> <p>①県内において難病患者の就労希望者に対して、実績がどの程度あるか。②ミスマッチがあればどのようなところに問題があると分析しておられるか、教えて頂きたい。</p> <p>③新法の施行により、就労支援について、今までよりどのように改善されていくのか、現時点での見通しを伺いたい。</p> <p>(2) (以下、患者の介護者からの聞き取りによる)</p> <p>平成26年3月にレスパイト入院(在宅重症難病患者一次入院支援事業)を取得しましたが、以下の問題ができました。</p> <p>A病院は1月前に申し入れても確約はできないとのことでした。確約がなければ大切な用を足すため旅行の割安エアチケットも買えないし、詳細の予定も立てられず、この事業に参加している病院ではないと思う。B病院も一度受け入れてくれたのにすぐに断ってこられました。最終的にはB病院が受け入れてくれましたが、後味の悪い思いをしました。今後この制度を積極的に利用する意欲を大いに阻害されてしまいました。県と受入れ病院との契約時に患者・家族の立場に立った受入れが確実に実行されるよう切に望みます。</p> <p>レスパイト入院については、在宅医療を受けている患者の介護者の疲れに対する配慮のための施策だと思いますが、高齢化、核家族化が進み、かろうじて高齢の介護者で患者が支えられている介護者も安心できるようにならないものか。今後の見通しを知りたい。</p>	<p>(1)</p> <p>①労働局が公表された平成25年度の難病障がい者の就職実績は、求職者55人に対して就職者20人となっている。(ただし、難病障がい者で手帳を所持している者は、身体、精神の区分に分類されている)</p> <p>②就職先の例としては、製造業やスーパーの品出し、清掃業など。ミスマッチの例としては、屋外で労働に従事していた者が、事務や屋内作業に従事された場合などに離職されるケースがある。</p> <p>また、難病患者であることをクローズにして就職された場合、職場での配慮を得られない、職場に訪問しての関係機関の支援が得られない状況のなかで勤務しなけらなければならないことが課題となっている。</p> <p>③障がい者の就業と生活支援は、具体的には、国の制度に基づき各福祉圏域ごとに就業・生活支援センターが設置され、求職活動支援、職場定着支援、余暇活動といった支援を行っている。また、センターを中心に、ハローワーク、保健所、市町村、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、就職から職場定着までの支援を行っている。従って、今後は、これら総合支援法における就労支援サービスの提供を受けることができるようになることで、就職件数の向上、離職予防などが改善されることが期待される。</p> <p>また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(「難病新法」と略)が、平成26年5月23日に成立した。難病新法では、厚生労働大臣は難病患者に対する就労の支援について基本方針を定めることとされている。これにより法制度のなかで就労支援がより拡充すると考えている。</p> <p>(2) レスパイト入院の確実な受け入れについては、各圏域で開催している難病協議会や県で開催している「島根県難病医療連絡協議会」において、受け入れ体制の徹底(早期の確定通知等)について委託医療機関に対して理解と協力を求めていく。</p> <p>また、患者家族の利便性を高めるためにレスパイト入院の受け入れ医療機関の拡充を進めており、現時点で委託医療機関は20施設(平成23年度9病院、平成24年度13病院、平成25年度16病院、平成26年度現在20病院)となり、全ての圏域に設置したところである。今後は市町村単位に設置できるように促進していく。(島根県は平成21年度よりレスパイト入院を実施(平成22年度より国が事業化))</p>	<p>(1) 公聴会時の回答と同じ</p> <p>(2) レスパイト入院の受け入れ医療機関については平成27年3月1日現在、20施設である。今後も委託医療機関が増えるよう病院に協力を求める。</p>	健康推進課 障がい福祉課	益田地区脊髄小脳変性症・多系統萎縮症患者・家族会「ひとまろ会」	7月23日
34	06益田	03_地域保健対策	06_その他	地域における健康づくりの推進についてほか	<p>「一人ひとりの市民が健康で心豊かに充実した日々を末永く続けていくための地域住民主体の取組み」として、平成23年6月「健康ますだ市21推進協議会」が発足し、平成32年までの10年間の長期に渡るプロジェクトがスタートしました。</p> <p>「いきいき、すこやか、ささえあい」のスローガンの下、食生活、歯科、心の健康、運動の4部会に分かれての「部会活動」と「地区活動」をそれぞれ、部会長や地区推進委員の方々を中心に展開してきております。そして、同じテーマの下で実践を積み上げた年度毎の成果もまとめてきました。このようにして取り組んできた部会活動と地区活動について、3年間(第1期目)の実績と成果をまとめ、26年6月の総会で発表するに至りました。</p> <p>地域住民の健康増進を図る取組を進めていくために、様々な方々団体様の協力をいただきながら、事業計画を立ててきました。その中で、地域の人材や有効な資源の活用を図りながら活動を進めていくことは非常に大切なことです。その意味において、組織化された既存の団体や、専門家(医師、歯科医師、看護師などの医療従事者、栄養士、食生活改善委員さん等)に積極的に関わってもらい力添えをいただいております。</p> <p>このような中において、平成25年11月14日、島根県「健康なまちづくり推進フォーラム」で、「健康ますだ市21」の取組み2年目の状況について、発表する機会に恵まれました。与えられた10分間でその状況や内容について伝えることは至難の業でしたが、益田市内の21地区全てにおいて、共通テーマを踏まえながら取り組んできている活動の実際を、4部門についてかいつまんでお話することができました。また、県下市町村内の自治会や町内会や事業所等で取り組まれている事例についても、情報を得ることができました。</p> <p>私たち推進協議会の取組みは、広範な市内全域を対象としていますので、益田市健康増進課のアドバイスや指導も受けながら、一貫性のある組織活動の展開を目指しております。そのため、どこの地域においても、部会活動と推進委員さんを中心とした地区活動について、ユニークなアイデアを出し合いながらの展開を目指しており、計画立案にも腐心を重ねているところです。また、これらのことについては、圏域の健康・福祉・医療等の部門を統括して下さっている益田保健所からのご助言もいただいております。さらに、所長さんからは、関連する会合等で賞賛の言葉や、エールをいただくことも多くあり、健康推進活動を更に活性化させていくための強力なエネルギー源となり、新たな刺激にもなっております。</p> <p>このような活動を長期にわたって推し進めていくためには、地域における献身的なメンバーに寄りすがっていただけでは継続は困難であります。限られた益田市からの補助金だけではなく、健康長寿しまねを推し進めておられる島根県からの、物心両面にわたる側面的なご援助を是非ともいただきたいものと考えております。</p>	<p>・健康ますだ市21推進協議会様においては、益田市全域20地区で、健康を守る会が発足し、住民主体の健康づくり対策が展開されている。貴協議会の活動については、全国的にも評価され、平成24年度の保健文化賞を受賞され、昨年度の県主催のフォーラムにおいて事例発表もお願いしたところ。</p> <p>・東日本大震災において「人と人との絆」「人と人との支え合い」の重要性が改めて認識され、「人と人との絆」に基づくソーシャルキャピタル(信頼、つながり、ネットワーク)を活用した住民主体の取組の重要性が指摘された。このため、健康づくり活動においてもソーシャルキャピタルを活用した住民主体の活動が求められている。</p> <p>・健康ますだ市21推進協議会の活動は、その点においても先駆的かつモデル的な活動の一つ。県としては、人材育成や研修等の支援をしながら、是非今後も継続し、地域課題に応じ充実した活動を展開して頂きたい。</p> <p>&lt;活動助成について&gt;</p> <p>・平成26年度は、めざせ!!健康な働き盛り世代大作戦として、からだを動かそうプロジェクト事業を実施する。これは、働き盛り世代を対象として運動について取組事例について補助を行うもの。主な年代を働き盛り世代としているが、職場だけでなく地域での取組みも可能であるので、検討されてみてはいかがかと思う。</p> <p>なお、今年度から国では「地域健康増進促進事業」のように、生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底に関して、市町村・民間団体などの独創的な事業に補助をする事業が開始された。今年度の補助先は決定しているが、来年度も実施されると聞いているので、検討されてみてはいかがかと思う。</p>	公聴会時の回答と同じ	健康推進課	健康ますだ市21推進協議会	7月23日

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要 [益田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
35	06益田	04_高齢者施策	03_認知症施策	認知症の人を支える地域づくりほか	<p>(1) 子どもから大人まで認知症についての理解を深めていくことが重要。認知症になっても一人のかけがえのない人間であることを病気という視点とともに「人権」という視点で自分ごととして捉えるような視点が必要。そのためには、教育委員会・人権同和対策課等との連携を図り、どのような状態になっても誰もが自分らしい生活ができる地域をつくることが重要。認知症になったら人に迷惑をかける大変な病気という「排除」の思考ではなく、認知症を知り、自分には何が出来るか「寄り添う」思考が必要。</p> <p>(2) 介護する家族にとっても「地域の理解」が重要。理解がない雰囲気だと介護している家族は、家族に認知症の人がいることも（周りはわかっている）姿がみえず、困っている時にも近所にSOSが出せなかったり、ストレスが溜まり、介護負担が大きくなる。介護している家族の介護負担が過重にならず、本人も安心して家で生活するためにはサービスの利用は不可欠である。また、ショートステイ等の緊急時利用や認知症の人が安心して過ごせるように認知症の人、一人ひとりの状態に応じたケアの充実を望む。ユマニチュードなど、尊厳を基本とするケアを推進してほしい。小規模多機能ホームの訪問の充実を望む。</p> <p>(3) 認知症に対する理解（病気、人権等）が一番のベースになることではないか。</p> <p>(4) デイサービスを利用するのは抵抗があり、自分の徐々にできなくなっている現状は、理解しながらも受け入れがたいというようの方がおられる。自分のできることを行ってもらい、力を発揮していただき、喜びにつながることで状態の悪化がみられず、人とのつながりもあり、家族も安心できる…というようなことはできないだろうか？（自立支援の作業所のような…）</p>	<p>(1) 認知症への理解と普及を進めるため「認知症サポーター養成講座」が実施されており、この圏域でも積極的な取組がみられる。特に子どもの世代から養成講座を行うことは、人に対する優しさの醸成につながり、家庭での波及効果も期待できる。そのため、県教育委員会に対して、学校等において市町村と連携した養成講座が円滑に実施されるよう要請を行っている。県でも、認知症への理解を進めるための広報や講演会等を実施しており、引き続き、県民の関心を高めていきたい。</p> <p>(2) 各地域において「認知症サポーター養成講座」等の普及活動を図っていくことが、地域支援につながると思う。また、適切なサービス利用が家族の介護負担の解消につながることから、相談窓口である地域包括支援センターに相談してもらいたい。県でも、「認知症コールセンター（0853-22-4105）」を設けて、認知症の介護経験のある方に相談に当たってもらっている。各市町村では、現在、認知症に関わる地域資源を整理し、今後の整備方針を計画する認知症ケアパスの策定を行っている。県としては、認知症に関する市町村担当者会議を開催し、先進事例の紹介なども行っており、引き続き市町村の取組を支援していきたい。</p> <p>(3) 県としても、認知症の理解（病気、人権等）が重要だと認識しており、「認知症サポーター養成講座」の基本テーマとなっている。その上で、地域の医療・介護が連携して、早期発見・対応・支援が進むような体制を市町村が整備するよう働きかけを行っている。</p> <p>(4) 認知症の方だけでなく、高齢者の方々の活躍の場を作っていくことが、認知症予防などにもなると考えている。認知症の方は古い記憶は覚えておられることが多いことから、長年培った技術・経験を活かすことができれば素晴らしいと思う。すぐに実現は難しいかもしれないが、そうした取組事例があれば、紹介していきたい。</p>	<p>県で「認知症サポーター養成講座」における講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を開催し、新たに74名のキャラバン・メイトが誕生した。市町村を中心に「認知症サポーター」を養成しており、平成26年度は12月までに、新たに約5,200人のサポーターが養成されている。</p>	高齢者福祉課	認知症を支える家族会「ぼらりす」	7月23日
36	06益田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	在宅要支援者に対する圏域老協の支援について	<p>今後、要支援者の介護保険からの切り離しが行われようとする中、独居の高齢者、あるいは、高齢夫婦世帯への地域での援助計画の輪の中に加わり、保健・医療・福祉の連携が必要と考えるが、圏域老協として求められる具体的な支援の内容について知りたいと考える。</p>	<p>このたびの介護保険制度の改正により、要支援者に対する介護予防給付（訪問介護・通所介護）が、市町村が取り組む地域支援事業に移行された。これは、全国一律のサービス提供ではなく、それぞれの市町村の判断によって、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など、さまざまな地域資源を効果的に活用できるようにするのが目的であり、特別養護老人ホームなどの介護施設も、この地域資源としての役割が大いに期待されているところ。</p> <p>本県においても、「地域に根差した施設づくり」ということで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が中心となった世代間交流活動【特別養護老人ホーム 美寿苑（益田市美都町）】（小学生を対象に認知症の勉強会の開催など）</li> <li>・孫子老（まごころ）サポート隊活動【特別養護老人ホーム むらくも苑（奥出雲町）】（自治会の健康教室への理学療法士や管理栄養士の派遣など）</li> <li>・食を通して地域が元気（健康）になる取り組み【養護老人ホーム 百寿荘（隠岐の島町）】（臨床栄養士による食に関する出張講義や実習など）</li> </ul> <p>など、社会福祉施設による地域貢献活動も各地で行われている。</p> <p>これから、それぞれの市町村で、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくうえで、特養などの介護施設が地域のケア拠点として担う役割は大きいものがあるので、老協の方でも、市町村と連携して、介護人材の確保や労働環境の整備など、さまざまな面でご協力いただきたく思う。</p>	公聴会時の回答と同じ	高齢者福祉課	益田圏域老人福祉施設協議会	7月23日

## 平成26年度圏域別地域公聴会の概要 [益田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
37	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	福祉医療費助成制度ほか	<p>(1) 以前からお願いして参りました福祉医療費の助成制度につきましては、見直しをなされ、本年10月より新たな形で運用されていくようにしていただきました。ご尽力に深く感謝申し上げます。ただ、軽度の障がい者（療育手帳B判定者）につきましては、制度改正の対象外ということでございます。本来、療育手帳A判定の者は、かなりの人が施設に入所しておられ、その場合施設と医師との嘱託契約により初診料及び再診料は取ってはならないことになっていると思います。そうすると、今回の改正による県の負担額というのは極めてわずかではないのでしょうか。B判定の皆さんは非常に多くおられることを思うと、財政負担もなかなか大変かと思いますが、「障がい者よ、町に出よう・就職しよう!!」とのキャッチフレーズの下、施行されている総合支援法によりグループホームでの生活者が非常に増えている実態をみると、喫緊の課題ではないかと思われまます。</p> <p>(2) 就労継続B型事業所における職員の配置基準は、利用者の程度には関係なく、7.5人/1人となっています。しかし、現実には非常に程度の重い利用者もおられ、正に1人/1人のいわゆるマンツーマンでの対応のケースも多くあります。入所施設の場合、障害支援区分によっての対応がなされていますが、一般の通所事業所についても支援区分による訓練給付費の付加をしていくべきではないでしょうか。実態を検討いただき、善処方お願いいたします。</p>	<p>(1) 今回の見直しにより、自己負担上限額を引き下げるとともに、重度精神障がい者の方を新たに対象に加えることとした。これにより、現在年間約12億円が約16億円と、約4億円の増を見込んでおり、県と市町村の財政に大きな負担を生じる。仮に軽度の方（療育手帳B）を対象に加えるとすれば、公平性の観点から身体障がい及び精神障がいの軽度の方も対象に加えるべきものと考えられ、これはつまり全ての障がい者の方へと対象を拡大することであり、さらに大きな財政負担を生じるもの。障がい者の方にとって、対象は広いほど良い制度であることはいままでもないが、一方で、県、市町村とも財政状況が厳しい中、今回の見直しは、将来にわたり維持できる制度となるよう慎重に検討を行ったもので、趣旨をご理解いただきたく思う。</p> <p>(2) 「訓練等給付」については、支援の必要度についての客観的な尺度の設定が難しいことから、障害支援区分の認定ではなく、市町村の個別判断により支給決定を行うこととされている。なお、「訓練等給付」においても、就労支援の支援員配置数及び利用定員数を評価した基本報酬単価や、重度者の割合に応じた報酬加算が設定されています。本制度は、障害者総合支援法に基づいて運用されているものであり、国において制定・見直しが行われるものです。障害者総合支援法は平成27年度を目途として、国において各制度の検討が行われることとなっており、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方も検討されることとなっています。本日の意見は、国の検討時に県から意見として伝えたい。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	益田市手をつなぐ育成会	7月23日
38	06益田	06_障がい施策	01_自立支援関係	障害者優先調達法について	<p>近年の障がい福祉政策は、平成14年度までの措置制度から支援費制度（契約）に変わり、平成18年度から障害者自立支援法になり、平成25年度から障害者総合支援法の施行と、障がいのある人を取り巻く環境は大きな変革期にあります。特に、国は「障がいのある人たちの生活をより豊かに」をスローガンに、工賃増計画等就労支援について力を入れている現状があります。障害者優先調達法も平成25年度からスタートし、島根県・県内市町におかれましては障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を決め実施されています。島根県では、25年度調達実績が2,460万円となっています。そのうち、益田市の実績は1,000円と聞いています。就労施設に通われる障がいのある人たちの多くは、障害基礎年金（2級）月額6万4千円と作業賃（数千円から2万円程度）とが主な収入で生活をされています。益田市内の障がい者就労関係の事業所は、作業賃を少しでも多く支給できるように努力していく方針です。この法の理念を大切に、調達実績が増すよう関係を深くしていきたいと存じます。今後とも皆様のご指導・ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>県では今年度、昨年度の約10%増の調達目標(27,000千円)を定め、障がい者就労支援事業所等からの調達を推進する。調達実績については本庁と地方機関及び部局(所属)において差がある。調達の少ない部局(所属)、地方機関に対しては調達を働きかける。</p>	<p>平成26年度上期の調達実績は前年度同期比で件数で71.3%、調達額で11.2%の増加となっており、目標達成に向け、順調に進んでいる。調達実績のある所属数も増加しているが、調達のない所属には、調達を働きかけている。</p>	障がい福祉課	社会福祉法人希望の里福祉会	7月23日